

# 平成29年度 労働保険 年度更新 申告書の書き方

提出は管轄の都道府県労働局・金融機関・郵便局へ

**申告・納付は6月1日(木)から7月10日(月)までに**

年度更新申告書の書き方等については、コールセンターへお問い合わせください。  
(電話番号) 0120-335-546 ※詳細は同封のリーフレットをご覧ください。

## ◎申告書記入にあたっての注意事項◎

- (1)  枠に記入する数字は、黒ボールペンを使って、申告書右上部の標準字体にならって丁寧に記入してください。また、ボールペンのかすれや枠からはみだしがないように注意してください。

<訂正方法> 

0	1	2	3	4	5	6	7
0	2	3	4	5	6	7	8

 訂正印は不要です。

なお、領収済通知書(納付書)に記入する内訳・納付額の金額の訂正はできません。書き損じたときは、同一都道府県内の新しい領収済通知書を使用してください。(労働局等に用意してあります。)

- (2) 申告書の数字を機械印字する場合も同様に標準字体に近似した字体を使用してください。  
なお、数字が小さいと誤読の原因となりますので注意してください。
- (3) 領収済通知書の枠には金額の頭に「¥」記号を記入してください。
- (4) 申告書及び領収済通知書(納付書)にあらかじめ印書してある数字(保険料率等)、文字は一切訂正しないでください。

・ 現在、労働者がいない場合、または納付が困難な場合でも申告書の提出は必要です。  
・ 期日までに申告書の提出がない場合は、政府が保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・一般拠出金の10%)を課す場合がありますので注意してください。

・ 申告・納付期日最終日である7月10日(月)は、労働局・金融機関・郵便局窓口において大変混雑することが予想されます。  
・ 電子申請なら、ご自宅・オフィスのパソコンで24時間申告・納付が可能です(詳しくはP.19を参照)。  
・ 口座振替により、労働保険料を納付することができます。(詳しくは裏表紙を参照)  
※年度更新手続期間内に年度更新申告書の提出がないと、全期・第1期分の口座振替納付の処理を行うことができませんのでご注意ください。

申告書の記載内容について、厚生労働省が委託した民間業者より照会させていただきます。

## 主な事項の目次

- ① 申告書の提出、保険料の納付の方法…………… P.3
- ② 雇用保険の被保険者について…………… P.4
- ③ 雇用保険料の対象となる賃金…………… P.5
- ④ 申告書の書き方…………… P.6
  - 記入例1 確定保険料額が申告済概算保険料額を上回る場合(不足額が出る場合)…………… P.6
  - 記入例2 確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合(充当・還付をする場合)…………… P.10
    - ① 労働保険料に充当した場合の例…………… P.11
    - ② 充当後還付額が出る場合の例…………… P.12
  - 記入例3 事業を廃止した場合…………… P.13
- ⑤ 還付請求する場合について…………… P.16
- ⑥ 被保険者からの控除方法…………… P.17
- ⑦ 法人番号の記入について…………… P.18
- ⑧ もう一度点検してみてください！…………… P.18
- ⑨ 事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について…………… P.19
- ⑩ 電子申請による年度更新手続について…………… P.19
- ⑪ 年度更新手続はパソコンから行うことができます!!…………… P.20
- ⑫ 口座振替について…………… P.23
- ⑬ 年度更新よくある質問…………… P.24

### 労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条）と前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条）の手続が必要です。これが「**年度更新**」の手続です。

この年度更新の手続は、本年度は**6月1日**から**7月10日**までの間に行ってください。

**手続が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%）を課すことがあります。**

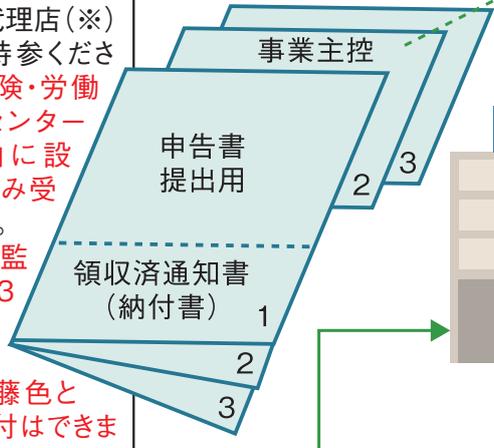
労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「**保険年度**」といいます。）を単位とし、その間ですべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、**その事業の種類ごと**に定められた**保険料率**を乗じて算定します。

◎口座振替についてお知らせがあります。詳細は裏表紙をご覧ください。

# 1 申告書の提出、保険料の納付の方法

申告書を作成したら、下記の方法により提出・納付します。

申告書の2枚目と3枚目の上部を切り離し、労働保険料を添えて管轄の労働局、日本銀行の歳入代理店(※)のいずれかへご持参ください。また、社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内に設置)では申告書のみ受付を行っています。  
 なお、労働基準監督署では、所掌3の申告書(労働保険番号の3桁目が「3」のもの:藤色と赤色)の申告・納付はできません。  
 ※郵便局を含むほとんどの金融機関が日本銀行の歳入代理店となっています。



**事業主控は保存しておく**

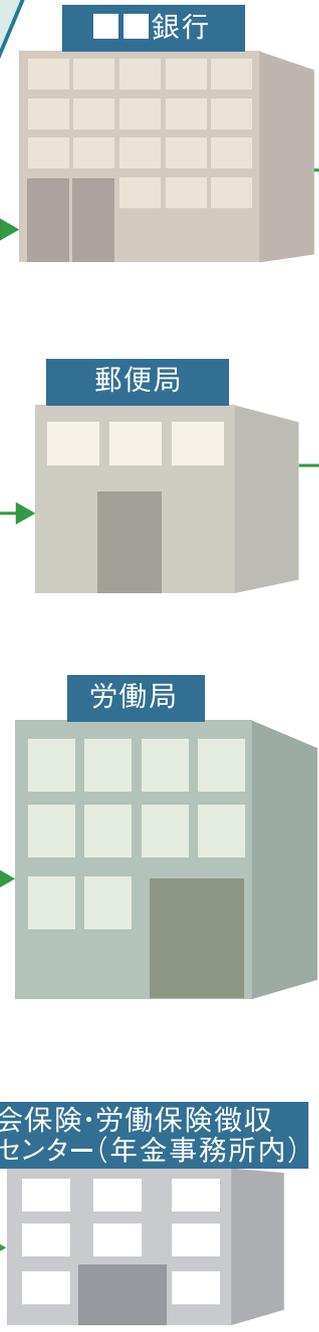
〔事業主控に受付印が必要な場合は、労働局へ提出用と控を一緒にご提出ください。〕

銀行や郵便局(ゆうちょ銀行)へ申告書と納付書を切り離さずにお出しになれば申告書(提出用)は労働局あて送付されますが、もし返却された場合はお手数ですが、管轄の労働局あてに郵送ください。  
 なお、口座振替を利用されている事業主の方は、金融機関に提出できません。

**いずれか**

**来庁による提出方法**  
 申告書及び領収済通知書(納付書)は3枚とも管轄の労働局または社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内)へご持参ください。

**郵送による提出方法**  
 管轄の労働局または社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内)あての郵送での提出も可能です。労働局の住所は送付した封筒の表面に記載しております。  
**事業主控に受付印が必要な場合は返信用封筒を必ず同封してください。**



## ●労働保険料の納期(平成29年度)

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替納付日	9月6日	11月14日	2月14日

- ★申告・納付期日最終日である7月10日(月)は、労働局・銀行・郵便局窓口において大変混雑することが予想されます。
- ★第2期、第3期の納付書は各納付期限の概ね10日前に送付いたします。
- ★納付を怠った場合、延滞金が徴収されます(年率9.0%。ただし、初めの2ヶ月間は、延滞金軽減法の適用年率で計算されます)。

## 2 雇用保険の被保険者について

### 基本的な考え方

雇用される労働者は、常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、① 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、② 31日以上雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。

### 労働者の届出

新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、事業所を管轄するハローワーク(公共職業安定所)に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

また、雇用保険被保険者が離職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と失業給付額等の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。

### 被保険者の範囲

適用事業所に雇用される労働者は、次の「被保険者とならない者」を除き、本人が希望するか否かにかかわらず被保険者となり、雇用保険料の申告納付が必要です。

	被保険者となる者	被保険者とならない者
法人の代表者、役員	代表者以外の役員であって同時に会社の部長、支店長、工場長等従業員としての身分を有する者は、報酬支払い等の面からみて労働者的性格の強い者であって、雇用関係ありと認められる者に限り被保険者となります。 この場合、実態を確認できる書類等を公共職業安定所へ提出する必要があります。	株式会社、有限会社の代表取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、合同会社の代表社員、会社の取締役、監査役などの役員、外国会社の日本における代表者
各種団体の役員		協同組合、農業協同組合などの役員、社団もしくは財団法人の役員その他各種団体の役員
同居の親族	同居の親族であっても、他の労働者と同様に雇用関係があると認められる者に限り被保険者となります。 この場合、実態を確認できる書類等を公共職業安定所へ提出する必要があります。	個人事業の事業主及び法人であっても、実質的には代表者の個人事業と認められる事業の代表者と同居している親族は原則として被保険者となりません。
季節的労働者	季節労働者であっても、当初から4ヶ月を超える雇用の契約をする場合は被保険者となります。 また、4ヶ月以内の期間を定めていた者がこの期間を超えて引き続き雇用されたときは、その超えた日から被保険者となります。	季節的な業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者
昼間学生	休学中またはその学校が一定の出席日数を課程修了の要件としないことが明らかな者(学校当局の証明があるとき)。 卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し卒業後も引き続き勤務を予定する者は被保険者となります。	学校教育法第1条にいう学校の学生生徒で昼間学生
外務員(外交員)等	職務の内容、サービスの態様、賃金の算出方法などから総合的に判断し雇用関係が明確に認められ事業主の支配拘束を受けている者は被保険者となります。	事業主と委任関係にある各種の外務員
家事使用人	事業主に雇用され、主として家事以外の労働に従事することを本務とする者が、例外的に家事に使用されても被保険者となります。	
国外事業所に雇用される者	国内からの出張・派遣・出向によって、国外で就労する者であっても、国内事業主との雇用関係が継続している場合は、その期間も被保険者となります。	
複数の事業主に雇用される者	複数の事業主から同時に賃金を受けている場合は、その者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける一つの事業主のもとでのみ被保険者となります。	
日雇労働者	日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者。※別途印紙保険料の納付も必要です。	他に生計を立てる手段がある等、臨時・内職的に日雇労働を行う場合は日雇労働被保険者にはなりません。
在日外国人	原則として被保険者となります。 ただし外国公務員及び外国の失業保険制度の適用を受ける者は除きます。	

※平成29年1月1日より65歳以上の労働者についても雇用保険の適用対象となりました。

※被保険者について詳しいことは、お近くのハローワーク(公共職業安定所)にお問い合わせください。

### 3 雇用保険料の対象となる賃金

保険料の対象となる賃金は、税金その他社会保険料等を控除する前の総賃金額です。賃金とは、給料・手当・賞与、その他名称のいかんを問わず労働の対償として事業主が労働者(被保険者)に支払うすべてのものをいいます(年度途中の退職者を含みます)。また、保険料算定期間中(平成28年4月1日～平成29年3月31日)に支払いが確定した賃金は、算定期間中に実際に支払われていなくとも算入してください。

賃金とするもの		賃金としないもの	
基本賃金	時間給、日給・月給、臨時・日雇労働者・パート・アルバイトに支払う賃金	役員報酬	取締役等に対して支払う報酬
賞与	夏季・年末などに支払うボーナス	結婚祝金 死亡弔慰金 災害見舞金 年功慰労金 勤続褒賞金 退職金	就業規則・労働協約等の定めがあるかないとを問わない
通勤手当	非課税分を含む	出張旅費 宿泊費	
定期券・回数券	通勤のために支給する現物給与	工具手当 寝具手当	労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を支払う場合
超過勤務手当 深夜手当等	通常の勤務時間以外の労働に対して支払う残業手当等	休業補償費	労働基準法第76条の規定に基づくもの。法定額60%を上回った差額分を含めて賃金としない
扶養手当 子供手当 家族手当	労働者本人以外の者について支払う手当	傷病手当金	健康保険法第99条の規定に基づくもの
技能手当 特殊作業手当 教育手当	労働者個々の能力、資格等に対して支払う手当や、特殊な作業に就いた場合に支払う手当	解雇予告手当	労働基準法第20条に基づいて労働者を解雇する際、解雇日の30日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当
調整手当	配置転換・初任給等の調整手当	財産形成貯蓄等のため事業主が負担する奨励金等	勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の財産形成貯蓄を援助するために事業主が一定の率又は額の奨励金を支払う場合(持株奨励金など)
地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等	会社が全額負担する生命保険の掛け金	従業員を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの
住宅手当	家賃補助のために支払う手当	持家奨励金	労働者が持家取得のため融資を受けている場合で事業主が一定の率又は額の利子補給金等を支払う場合
奨励手当	精勤手当・皆勤手当等	住宅の貸与を受ける利益(福利厚生施設として認められるもの)	住宅貸与されない者全員に対し(住宅)均衡手当を支給している場合は、賃金となる場合がある。
物価手当 生活補給金	家計補助の目的で支払う手当	その他	
休業手当	労働基準法第26条に基づき、事業主の責に帰すべき事由により支払う手当		
宿直・日直手当	宿直・日直等の手当		
雇用保険料 社会保険料等	労働者の負担分を事業主が負担する場合		
昇給差額	退職後支払われた場合でも在職中に支払いが確定したものを含む		
前払い退職金	支給基準・支給額が明確な場合は原則として含む		
その他	不況対策による賃金からの控除分が労使協定に基づき遡って支払われる場合の給与		

# 4 申告書の書き方

## 記入例 1 確定保険料額が申告済概算保険料額を上回る場合（不足額が出る場合）

### 平成28年度確定保険料の計算例

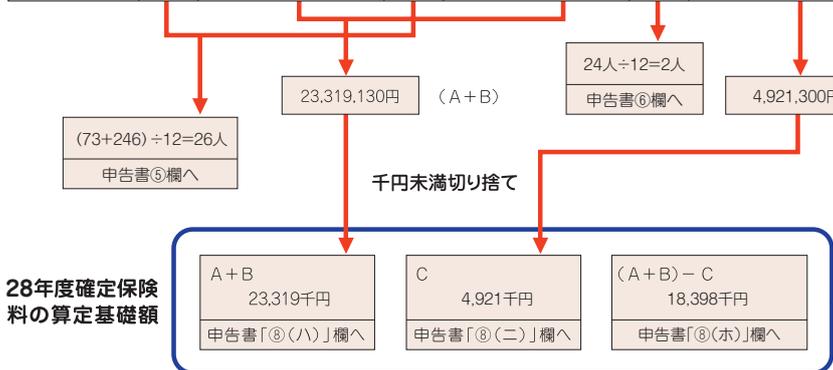
雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

※口座振替を利用している事業はP.23をご覧ください。

1. 「⑧保険料算定基礎額」欄の算出は、算定基礎賃金集計表(P.8)に基づいて行います。

※賃金集計表は、厚生労働省ホームページに掲載しています。また、申告書の計算を行う際の参考となるよう、「年度更新申告書計算支援ツール(継続事業用雇用)」を用意しています。是非ご利用ください。(下記URLもしくは「労働保険関係各種様式」で検索してください。)  
<URL><http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

区分	雇用保険適用者分				高年齢被保険者(免除分)	
	A 日雇労働被保険者を除いたすべての被保険者(通勤手当を含める)		B 日雇労働被保険者		C Aのうち昭和27年4月1日以前生まれの者	
月別	人数	支払賃金総額	人数	支払賃金総額	人数	支払賃金総額
28年 4月	6人	1,273,290円	20人	212,500円	2人	325,775円
5月	5	1,108,300	19	204,000	2	325,775
賞与						
2月	6	1,231,400	24	246,500円	2	325,150円
3月	6	1,229,500	23	234,600	2	325,150
7月		2,253,500				465,000
12月		2,456,000				553,000
計	73人	20,820,130円	246人	2,499,000円	24人	4,921,300円



2. 「⑩確定保険料額」欄は(※記入例は  $\frac{14}{1000}$  で計算)

保険料算定対象分は、 $18,398千円 \times 保険料率 \frac{14}{1000} = 257,572$  (1円未満切り捨て)  
平成28年度の確定保険料額は257,572円(「⑩(ホ)」欄及び「⑩(イ)」欄へ)  
なお、高年齢被保険者分は保険料免除となりますが、  
 $4,921千円 \times 保険料率 \frac{14}{1000} = 68,894円$  (「⑩(ニ)」欄へ) となります。

3. 「⑳欄差引額」欄は1又は2の場合に計上

$$257,572円 - 251,856円 = 5,716円$$

1 「⑩(イ)確定保険料」欄 「⑱申告済概算保険料額」欄 「㉔(ハ)不足額」欄  
この例では、平成28年度の確定保険料が申告済概算保険料より多いため、不足額欄(㉔(ハ))に計上することになります。

2 概算保険料が多ければ、充当額(㉔(イ))に計上することになります。

機械処理に支障をきたしますので、領収済通知書(納付書)に印書されている所在地・名称等は訂正しないでください。

### 申告書の記入例

※電話

※下書き用申告書を本冊子P.27に掲載しています

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

種別 32701

① 都道府県 ② 所管 ③ 管轄 ④ 基礎番号 ⑤ 枝番号  
X X 3011000001-000

⑥ 労働保険番号  
X X 3011000001-000

⑦ 算定期間 平成28年4月1日 から 平成28年4月1日

⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額  
労働保険料 14.00  
労働保険分 14.00  
雇用保険法適用者分 14.00  
高年齢労働者分 14.00  
労働者分 14.00  
一般拠出金 14.00

⑨ 保険料率 12.00  
労働保険料 12.00  
労働保険分 12.00  
雇用保険法適用者分 12.00  
高年齢労働者分 12.00  
労働者分 12.00

⑩ 申告済概算保険料額 251,856  
⑪ 申告済概算保険料額 251,856  
⑫ 不足額 5,716  
⑬ 充当額 73,592  
⑭ 差引額 73,592

⑮ 所在地 〇〇市〇〇X-X-X  
⑯ 名称 株式会社〇〇工務店

⑰ 業種 〇〇市〇〇X-X-X  
⑱ 名称 株式会社〇〇工務店

⑲ 領収済通知書 労働保険 国庫金

30841 〇〇労働局

⑳ 納付の目的  
1. 平成 29 年度 1期 納付  
2. 平成 28 年度 確定

㉑ 住所 〒 XXX-XXXX  
〇〇市〇〇X-X-X  
(氏名) 株式会社〇〇工務店

㉒ 印字番号 XXX-XXXX

㉓ 業種 〇〇市〇〇X-X-X

㉔ 氏名 株式会社〇〇工務店

# 平成29年度概算保険料の計算例

番号も忘れずに記入してください。  
す。切り取ってご活用ください。

③欄は該当する事業所のみ記入  
月平均被保険者数を記入(端数は切り捨て、ただし、0人となる場合は1人とする)  
(一括の場合は「1」延納の場合は「3」)

- 平成29年度概算保険料算定内訳の「⑫保険料算定基礎額の見込額(イ)(ハ)(ニ)(ホ)」欄については、「⑧保険料算定基礎額(イ)(ハ)(ニ)(ホ)」欄と同額を記入してください。  
ただし、賃金総額の見込額が、平成28年度算定基礎額と比較して2倍を上回るあるいは、2分の1を下回ると予想される場合は、その額を記入してください。  
なお、平成29年度の概算保険料の免除対象者となる高齢被保険者は、昭和28年4月1日以前に生まれた人です。

2. 「⑭(ホ) 概算保険料額」は

$$\text{⑫欄(ホ)} 18,398 \text{千円} \times \text{保険料率} \frac{12}{1000} = 220,776 \text{(円未満切捨て)}$$

3. ⑳欄、労働保険料の期別納付額は

概算保険料額(⑭欄(ホ))が20万円未満の場合は、「㉒欄(イ)」欄に計上し、一括納付してください。  
なお、概算保険料額(⑭欄(ホ))が20万円以上の場合は3回に等分して納付(延納)することができます。

$$\text{概算保険料額} 220,776 \text{円} \div 3 \text{回} = 73,592 \text{円}$$

「㉒(イ)」欄 第1期	73,592円
「㉒(チ)」欄 第2期	73,592円
「㉒(ル)」欄 第3期	73,592円

※余りが生じた時は、必ず第1期分へ加算してください。(1円又は2円)

- ㉓欄「法人番号」欄が空欄の場合は記入してください。  
※法人番号は国税庁から通知される13桁の番号です。  
※個人事業主の場合は13桁すべてに「0」を記入してください。  
※法人番号が誤っている場合は、訂正してください。

## 今期納付額の計算例

㉔欄(ト)今期納付額は

- ㉔(イ) 充当額がある場合 「㉔(イ)」欄-「㉔(ロ)」欄
- ㉔(ハ) 不足額がある場合 「㉔(イ)」欄+「㉔(ハ)」欄

$$\text{第1期分} 73,592 \text{円} + \text{不足額} 5,716 \text{円} = \text{今期納付額} 79,308 \text{円}$$

「㉔(イ)」欄 「㉔(ハ)」欄 「㉔(ト)」欄

- 機械処理をしますので、金額の前に必ず「¥」記号を記入してください。
- 納付額を訂正したものは使用できません。誤記入の場合は、管轄労働局までご連絡ください。
- 額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんので、ご注意ください。(歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条)

# 平成28年度確定保険料算定基礎賃金集計表

なお、この集計表はきりとり線から切り離して、申告書の控えとあわせて保管してください。

労働保険番号 \_\_\_\_\_

事業の名称 \_\_\_\_\_

区分 月別	雇用保険適用者分					
	A 日雇労働被保険者を除いた すべての被保険者(通勤手 当を含める)		B 日雇労働被保険者		C 高年齢被保険者(免除分) Aのうち昭和27年4月1日 以前生まれの者	
	人数	支払賃金総額 円	人数	支払賃金総額 円	人数	支払賃金総額 円
28年 4月	人	円	人	円	人	円
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
29年 1月						
2月						
3月						
賞与 その他	月					
	月					
	月					
計	人	円	人	円	人	円

## A 欄

- 通勤手当・賞与等その他の手当が含まれていますか(P5参照)
- 被保険者とならない代表者や取締役の役員報酬を含めていませんか(P4.5参照)

## B 欄

- 日雇労働被保険者の賃金が含まれていますか  
日雇労働者を雇用した場合、印紙保険料のほかに一般保険料も納付します。

## C 欄

- 高年齢者の免除年齢に誤りはありませんか  
平成28年度の確定保険料が免除になるのは、昭和27年4月1日までに(4月1日は含まれます)生まれた人です。

(早見表)

免除年度	年 月 日
平成28年度から免除	昭和27年4月1日までに生まれた人
平成29年度から免除	昭和28年4月1日までに生まれた人

64歳以上であっても、季節労働者等の短期雇用特例被保険者・日雇労働被保険者の方は、保険料が免除になりません。



## 記入例 2 確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合（充当・還付をする場合）

雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

### 充当額の記入方法

- (1) 充当額については、全期又は1期目の労働保険料額に充当し、余りがある場合には、2期目、3期目に充当してください。
- (2) 充当する場合は、「③⑩充当意思」欄を**必ず記入**してください。
- (3) 1期から3期目に充当してもなお余りがある場合は、還付の請求が必要です。申告書の提出だけでは還付されませんので、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

なお、請求手続については、P.12の「**記入例 2 ② 充当後還付額が出る場合**」を参照ください。

# 記入例 2 ① 労働保険料に充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号  
 労働保険番号 X X 3 0 1 0 0 0 0 0 1 - 0 0 0

※各種区分 管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類  
 711 06

② 増加年月日(元号:平成は7) ③ 事業廃止等年月日(元号:平成は7) ④ 事業廃止等理由

① 常時使用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ⑥ 免除対象高年齢労働者数 ※保険関係※片保険理由コード

〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇労働局 uaj39uuy 労働保険特別会計納入徴収官殿

⑦ 区分	算定期間 平成28年4月1日 から 平成29年3月31日 まで	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料	(イ)	14.00	*** **	257572
労働保険料	(ロ)			
雇用保険法適用者分	(ハ)	23319		
高年齢労働者分	(ニ)	4921	14.00	68894
保険料算定対象者分	(ホ)	18398	14.00	257572
一般拠出金	(ヘ)		*** **	

⑪ 区分	算定期間 平成29年4月1日 から 平成30年3月31日 まで	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料	(イ)	12.00	1000分の	220776
労働保険料	(ロ)		0000分の	
雇用保険法適用者分	(ハ)	23319		
高年齢労働者分	(ニ)	4921		
保険料算定対象者分	(ホ)	18398	1000分の	220776
一般拠出金	(ヘ)			

⑮ 申告済概算保険料額 264,190

⑯ 申告済概算保険料額 充当意思「1」を記入

⑰ 延納の申請 納付回数 3

⑱ 差引額	(イ) 充当額 (⑮-⑯の(イ))	(ロ) 還付額 (⑮-⑯の(ロ))	(ハ) 不足額 (⑯の(イ)-⑮)	(ニ) 増加概算保険料額 (⑮の(イ)-⑯)
	6,618			6000012070001

⑳ 今期又は第1期分	(イ) 概算保険料額 (⑮の(イ)+⑭+次期以降の(イ)未済額)	(ロ) 労働保険料充当額 (⑯の(イ)-(ロ)) (労働保険料分のみ)	(ハ) 不足額 (⑯の(ハ))	(ニ) 今期労働保険料 ((イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ホ) 一般拠出金充当額 (⑯の(イ)-(ロ)分のみ)	(ヘ) 一般拠出金額 (⑯の(ヘ)-⑯の(ホ)) (注2)	(ト) 今期納付額 ((ニ)+(ヘ))
第1期	73,592	6,618		66,974			66,974
第2期	73,592			73,592			
第3期	73,592			73,592			

事業又は作業の種類 土木建設工事業

郵便番号 XXX-XXXX 電話番号 (XXXX) XX-XXXX

⑳ 事業廃止等理由 (1) 廃止 (2) 委託 (3) 個別 (4) 労働者なし (5) その他

〔計算方法〕  
 ⑭(イ) 220,776 ÷ 3 = 第1期分⑳ (イ) 73,592円 ※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。  
 第2期分⑳ (チ) 73,592円 (余りは必ず1円または2円となります)  
 第3期分⑳ (ル) 73,592円

〔今期納付額の計算〕  
 第1期 ⑳(イ) 73,592円 - ⑳(ロ) 6,618円 = 今期納付額 ⑳(ト) 66,974円

申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当できませんのでご注意ください。

## 記入例 2 ② 充当後還付額が出る場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
 石綿健康被害救済法 一般拠出金

31759 継続事業 (一括有期事業を含む。)

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

①労働保険番号 XX301000001-000 ※各種区分 管轄(2) 711 業種 06

②増加年月日(元号;平成は7) ③事業廃止等年月日(元号;平成は7) ※事業廃止等理由

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高年齢労働者数 ※保険関係※片保険理コード

〇〇市〇〇 〇-〇-〇〇 〇〇労働局 uaj39uuy 労働保険特別会計歳入徴収官殿

区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料(イ)	14.00	100分の	257572
労災保険分(ロ)	*** **	1000分の	
雇用保険法適用者分(ハ)	23319	1000分の	68894
高年齢労働者分(ニ)	4921	1000分の	
保険料算定対象者分(ホ)	18398	1000分の	257572
一般拠出金(注1)	*** **	1000分の	

区分	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料(イ)	12.00	100分の	220776
労災保険分(ロ)	*** **	1000分の	
雇用保険法適用者分(ハ)	23319	1000分の	68894
高年齢労働者分(ニ)	4921	1000分の	
保険料算定対象者分(ホ)	18398	1000分の	220776

⑮ 申告済概算保険料額 648,920 円

⑯ 申告済概算保険料額 648,920 円

⑩(イ) 確定保険料額 257,572 円

⑩(ロ) 還付額 170,572 円

⑭(イ) 充当額 220,776 円

⑭(ロ) 還付額 170,572 円

⑰ 延納の申請 納付回数 1 回

⑱ 申告済概算保険料額

⑲ 増加概算保険料額

⑳ 差引額 (イ) 充当額 220,776 円 (ロ) 還付額 170,572 円

㉑ 全期初回は 220,776 円

㉒ 第2期 220,776 円

㉓ 第3期 220,776 円

㉔ 事業又は作業の種類 土木建設工事業

㉕ 郵便番号 XXX-XXXX 電話番号 (XXXX) XX-XXXX

㉖ 保険関係成立年月日

㉗ 事業廃止等理由

還付額が出た場合管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

(納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。)  
 (管轄の労働局へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いいたします。)

申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当及び還付の請求はできませんのでご注意ください。



(注意事項)

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」第41条第1項において、保険料の還付を受ける権利は、2年を経過したときは時効によって消滅する旨規定されております。

したがって、事業主のみなさまは、本請求書をできる限り早めに作成し、所轄都道府県労働局あて提出してください。

なお、2年を経過した後に、本請求書を提出いただいた場合は、還付を受けることはできませんのでご注意ください。

不明な点等がございましたら、都道府県労働局までお問い合わせください。

〈参考〉労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第41条第1項  
労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。



# 5 還付請求する場合について

## ◎ 還付金の請求について

記入例2②のように概算保険料への充当後に還付が生じる場合、記入例3のように事業を廃止した場合で還付が生じる場合は、「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出してください。

## ◎ 「労働保険料・一般拠出金還付請求書」の取得方法について

- ① 前のページの様式を切り離して使用できます。(事業主控が必要な場合はコピーをご用意ください。)
- ② 厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>) からダウンロードできます。(事業主控が必要な場合はコピーをご用意ください。)
- ③ 労働局又はお近くの労働基準監督署にあります。  
なお、郵便にて請求される場合は、返信用の封筒を同封の上、「労働保険料・一般拠出金還付請求書が必要」である旨を記載し、送付してください。

## 記入例

還付金を振込む金融機関名(金融機関名は省略しないで正確に)及び支店名を記入してください。また、ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合も、この欄に記入してください。なお、ネット銀行の一部については振込ができない場合があります。

郵便局での受取りを希望する場合は、こちらの欄に記入してください。(指定できない郵便局もあります。)

口座の種別・口座の番号を記入してください。  
※口座種別の記入誤りにご注意ください。

ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合は、5桁の「記号」-8桁の「番号」をこちらの欄にご記入ください。

年度更新の場合は「1」を、事業終了の場合は「2」をご記入ください。

様式第8号(第36条関係) 労働保険 労働保険料 還付請求書 石綿健康被害救済法 一般拠出金

還付金の種別 労働保険料・一般拠出金

種別 31751 労働保険番号 XX301000001-000

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関(金融機関のない場合は郵便局)

金融機関名称(漢字) 〇〇銀行 種別 1.普通 2.当座 3.通知 4.別除 口座番号 11234567

支店名称(漢字) XX支店 郵便局名称(漢字) 株式会社〇〇工務店

② 還付請求額 (注意)各欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

(ア)納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額 648920円

(イ)確定保険料の額又は改定確定保険料の額 257572円

(ウ)差額 391348円

(エ)労働保険料等・一般拠出金への充当額(詳細は以下③) 220776円

(オ)労働保険料等に充当 220776円

(カ)一般拠出金に充当 0円

(キ)労働保険料還付請求額(ウ)-(オ)-(カ) 170572円

(ク)納付した一般拠出金 0円

(ケ)改定した一般拠出金 0円

(コ)差額 0円

(ク)一般拠出金・労働保険料等への充当額(詳細は以下③) 220776円

(シ)一般拠出金に充当 0円

(ス)労働保険料等に充当 0円

(セ)一般拠出金還付請求額(コ)-(シ)-(ス) 0円

③ 労働保険料等への充当額内訳

充当先事業の労働保険番号	労働保険料等の種別	充当額
XX301000001-000	29年度(概算)確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	220,776円
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	

上記のとおり還付を請求します  
29年6月12日

郵便番号 XXX-XXXX 住所 〇〇市〇〇X-X

事業主 株式会社〇〇工務店 氏名 代表取締役 〇〇〇

還付理由 1.年度更新 2.事業終了 3.その他(算調等) 7-29

電話 〇〇-△△△-XXXX 担当:〇x

社会保険 労働士 記載欄

この欄は記入しないでください。

口座名義人欄には必ず通帳等に表記されているカタカナでフリガナを記入してください。

還付請求書を提出する年度を、元号「7」を付けてご記入ください。

事業主の氏名(法人のときは代表者氏名)記入欄の押印については、記名押印(法人のときは代表者印)または事業主自らの署名です。また、電話番号も必ず記入してください。

法人の場合の有効な印の例

(1) 商標 + 代表取締役印

(2) 代表取締役印

(3) 商標 + 労働 又は 大労働

「事業主」欄と連絡先が異なる場合は、ここに連絡先・電話番号をご記入ください。

(注) 上記内容に不備がある場合は、還付手続きができない場合もありますのでその旨ご注意ください。印鑑証明の提出をお願いする場合があります。

## 6 被保険者からの控除方法

雇用保険の被保険者が負担すべき雇用保険料額は、被保険者の賃金総額（総支給額）に被保険者負担分雇用保険料率を乗じて算定し、算定の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数の取扱いは以下のとおりとなります。

※雇用保険の「事業主負担率」及び「被保険者負担率」については、同封の下敷をご覧ください。

- ① 被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。
- ② 被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げとなります。

**例） 賃金255,935円×4/1000=1,023.74→1,024円（被保険者負担分）**

注）ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

### =高年齢者に係る保険料免除=

64歳以上の高年齢労働者（保険年度の初日（4月1日）において満64歳以上である者）のうち、一般被保険者については、その保険年度から雇用保険に係る保険料が免除されます。（平成31年度まで）

このため、保険料免除対象高年齢者に支払われた賃金は、雇用保険の保険料算定基礎となる賃金から除外されます。ただし、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者は免除対象となりません。

**平成28年度確定保険料については昭和27年4月1日以前に生まれた者は免除**

**平成29年度概算保険料については昭和28年4月1日以前に生まれた者は免除**

※4月1日に生まれた方は含まれますので、ご注意ください。

生年月日 内 訳	昭和27年4月1日 以前	昭和27年4月2日 ～ 昭和28年4月1日	昭和28年4月2日 以降
平成28年度確定保険料	免 除	免 除 な し	免 除 な し
平成29年度概算保険料	免 除	免 除	免 除 な し

※労災保険に係る保険料及び一般拠出金については免除されませんのでご注意ください。

※平成29年1月1日より65歳以上の労働者についても雇用保険の適用対象となりましたが、上記のとおり64歳以上の方については平成31年度まで雇用保険の保険料が免除されます。

## 7 法人番号の記入について

「法人番号欄」(③欄)が空欄の場合、法人の行う事業については、国税庁から通知された13桁の法人番号を記入してください(商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」を記入しないようご注意ください)。

法人番号は支店や事業所ごとには指定されませんので、支店や事業所についても、各法人に指定された法人番号を記入してください。

なお、個人事業主の行う事業については、法人番号欄の13桁すべてに「0」を記入してください(個人番号の記入はしないでください)。

また、前年度にご登録いただいている場合は印字されておりますが、訂正する場合は「年度更新よくある質問」(P.24)のQ3をご参照ください。

## 8 もう一度点検してみてください!

以下の項目の誤りが多く見受けられますので、申告書作成後に再度ご確認をお願いします。

### ◇チェック欄

- ⑤欄「雇用保険被保険者数」、⑥欄「免除対象高年齢労働者数」の記入もれはありませんか?  
記入もれが多く見受けられますのでご注意ください。また、雇用保険の申告(藤色・赤色で印刷された申告書)では、④欄「常時使用労働者数」の記入の必要はありません。
- 一般拠出金を記入(申告)していませんか?  
雇用保険の申告(藤色・赤色で印刷された申告書)では一般拠出金の申告・納付の必要はありませんのでご注意ください。
- 概算保険料が20万円未満なのに⑰欄の延納申請をしていませんか?  
保険料を延納(3回に分割納付)できるのは、概算保険料が20万円以上の場合です。延納(3回に分割)した場合に端数(1円又は2円)が生じた場合は、第1期分に含めてください。
- 賃金の計算(集計)誤りはありませんか?  
保険料の算定基礎となる賃金は、いわゆる手取額ではなく、税金その他社会保険料等を控除する前の総支給額です。また、賞与、通勤手当、諸手当等の算入もれが多く見受けられますのでご注意ください。詳しくはP.5をご覧ください。
- 役員報酬を誤算入していませんか?  
役員報酬は保険料の算定の対象となりません。法人の役員で被保険者となる場合(詳しくはP.4をご覧ください)は役員報酬以外の賃金は保険料の算定の対象となります。
- 同居の親族を誤算入していませんか?  
事業主と同居の親族については、原則として被保険者とならず、算定の対象となりません。詳しくはP.4をご覧ください。
- 年度中途の採用者又は退職者の賃金がもれていませんか?
- 高年齢労働者の控除誤りはありませんか?  
年度当初(4月1日)の時点で満64歳以上の一般被保険者は、当該年度の雇用保険料が免除されます。  
ただし、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者、任意加入による高年齢継続被保険者は免除対象となりません。
- 短時間就労者(パート・アルバイト等)で被保険者となる場合(詳しくはP.4をご覧ください)は、その賃金は保険料の算定の対象となります。
- 賃金総額(⑧⑫欄)は千円未満は切り捨て、保険料額(⑩⑭欄)は一円未満を切り捨てていますか。
- 事業主欄に「記名、押印または署名」しましたか?



# 11 年度更新手続はパソコンから行うことができます!!

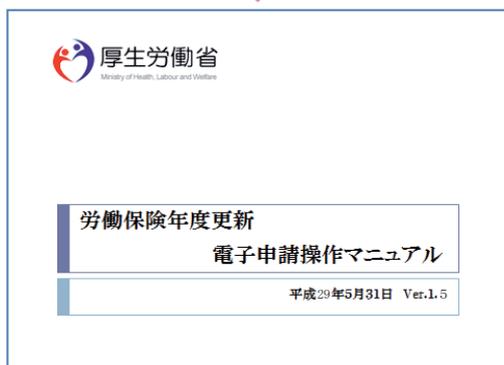
## 電子申請の利用方法



労働保険の電子申請手続は、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」から行うことができます。電子申請をするにあたっては、あらかじめ電子証明書の取得が必要です。

●e-Govを初めて使用される方は、「e-Gov電子申請システムの利用準備をする」ボタンをクリックして、各種環境設定を行ってください。

●労働保険の年度更新手続きにつきましては、電子申請メニュー「電子申請マニュアル」タブにある「労働保険料申告書(年度更新申告)マニュアル」に手続きの詳細な手順を掲載しておりますので、ご参照ください。



●マニュアルには申告書の書き方、アクセスコードの利用方法、電子納付等の手続きについて記載しておりますので、ご参照のうえ、手続きをお進めください。

●e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター(電話番号050-3786-2225(050ビジネスダイヤル)、IP電話網が利用できない場合は017-771-9008)、受付時間:9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで)へお問い合わせください。

## 審査状況の確認

電子申請にて申請していただきました年度更新申告につきましては、以下の手順で審査状況をご確認いただけます。

● 審査状況をご確認いただくにあたっては、「到達番号」と「問い合わせ番号」が必要になりますので、申請データを送信後の表示される番号をお控えください。

※「到達番号」「問い合わせ番号」を紛失された場合は、電子政府利用支援センターまでお問い合わせください。

● 「電子申請システム」画面の「状況照会」項目にある「状況照会」をクリックしてください。

● 「状況照会」画面が表示されましたら、「到達番号」「問い合わせ番号」欄にそれぞれの番号を入力し、「照会」ボタンをクリックしてください。

● 「状況確認」画面が表示されましたら、「手続の経過(日時)」をご覧ください。審査状況をご確認いただけます。

● 「状況照会」画面からは「納付情報一覧」ボタンをクリックすることにより、電子納付手続に進むことができます。

## 電子納付のご案内

労働保険料の納付手続については、電子納付をご利用いただけます。

●「状況確認」画面を表示してください。(画面の表示方法は前ページをご参照ください。)

●「状況確認」画面の「納付情報一覧」ボタンをクリックしてください。



通番	納付番号	収納機関番号	手続名	納付日	電子納付	通知日
1	014001000000004	100100	00400	2014年10月10日	納付済	2014年10月10日

●電子納付を行うにあたって必要な「収納機関番号」「納付番号」等が表示されます。

電子申請による年度更新申告手続を行うと、以下AからCの3通りの方法により、労働保険料を電子納付することができます。

### A 電子申請による年度更新申告手続と同時に電子納付を行う場合

申請データの送信後、「納付情報一覧」画面において「電子納付する」ボタンをクリックし、画面の案内に従って操作すると、インターネットバンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。

画面遷移先のインターネットバンキングに納付情報が送信されるため、電子納付を行う際に「収納機関番号」「納付番号」等の入力を省略できます。

### B 電子申請による年度更新申告手続後、後日電子納付を行う場合

申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングを利用して、電子納付を行うことが可能です。この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要になります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。

### C 電子申請による年度更新申告手続後、後日ATMにより電子納付を行う場合

申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。

この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要となります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。

### 注意事項

- インターネットバンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融機関がPay-easy(ペイジー)に対応していることが必要です。(対応金融機関はPay-easy(ペイジー)ホームページ <http://www.pay-easy.jp/where/index.html> を参照してください。)
- 労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご注意ください。
- 既に口座振替による納付手続をされている場合でも、電子申請手続を進めるうえで振込者の表示や納付に関するメールは通知されますのでご注意ください。



Pay-easy(ペイジー)とは、公共料金や税金また、その他様々な料金を全国の金融機関のインターネットバンキング、ATMなどから支払うことができるようになるMPN(マルチペイメントネットワーク)が提供するサービスです。詳しくはこちらまで(<http://www.pay-easy.jp/index.html>)



## 13 年度更新よくある質問

### 〔申告書作成に関すること〕

- Q1. 保険料の計算をしたら小数点以下が発生してしまいました。切り捨てですか。切り上げですか。
- A. 切り捨てになります。(P6参照)
- Q2. 28年度確定保険料の計算をしたところ不足額が発生し、29年度概算保険料と合計すると20万円を超えます。概算保険料のみですと20万円未満ですが延納できますか。
- A. 延納することはできません。概算保険料額のみで20万円以上の場合、延納可能となります。(P7参照)
- Q3. 申告書を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか。
- A. Q4の領収済通知書(納付書)以外であれば訂正できますので、訂正後の数字(文字)がわかるように書き直してください。訂正印を押す必要はありません。
- Q4. 領収済通知書(納付書)の納付額を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか。
- A. 訂正はできませんので、必ず新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。新しい領収済通知書(納付書)は労働局等に用意してあります。なお、他都道府県の領収済通知書(納付書)での納付はできませんのでご注意ください。(P7参照)
- Q5. 事業所の所在地を移転(名称を変更)しましたが、申告書の⑳(事業)、㉑(事業主)の欄は新旧どちらを記入したらいいのですか。また領収済通知書(納付書)の印書されているものは訂正していいのですか。
- A. 申告書には移転先の新しい所在地(名称)をご記入ください。領収済通知書(納付書)については訂正せずそのまま使用してください。なお、変更があった場合はハローワークへ「名称、所在地等変更届」、「事業主事業所各種変更届」をご提出ください。(P19参照)(なお、印字されている所在地は、登録されている「事務所」の所在地です。)
- Q6. 昨年度に事業を廃止しました。申告書の提出は必要ですか。
- A. 申告書の提出は必要です。事業を廃止した日までの確定保険料を申告してください。
- 昨年度中に事業を廃止した場合は、口座振替の対象にはなりません。詳しくは、都道府県労働局にお問い合わせください。
- Q7. 平成29年4月以降に事業を廃止することが確定しております。概算の算定基礎額を確定と同額にしなければなりませんか。
- A. 廃止までの期間に支払われることが予定される賃金総額の見込額を記入してください。また、事業廃止後に平成29年度確定保険料申告書の提出が必要となります。
- Q8. 年度更新に必要な用紙はホームページからダウンロードできますか。
- A. 厚生労働省ホームページからダウンロードできます。それ以外の方は電子申請をご利用いただくか、最寄りの労働局等で入手してください。
- なお、年度更新申告書はダウンロードできません。
- (下記 URL もしくは「労働保険関係各種様式」で検索してください。)
- 《URL》<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

- Q9. 出向している社員について、出向元と出向先のどちらの労働者として申告すればいいのですか。
- A. 出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。
- Q10. 派遣の社員について、派遣元と派遣先のどちらの労働者として申告すればいいのですか。
- A. ・派遣元…次の要件をすべて満たしていれば被保険者として含めます。
- ①1週間の所定労働時間が20時間以上であること
  - ②31日以上雇用見込みがあること
- ・派遣先…原則として手続きの必要はありません。

## 〔申告書提出に関すること〕

- Q11. 納付金額がないとき申告書の提出はどうしたらいいのですか。
- A. 納付する保険料がない場合は申告書を金融機関へ提出することができません。申告書のみを管轄の労働局または社会保険・労働保険徴収事務センターにご提出ください（労働局への郵送も可能です）。
- Q12. 還付額があるときはどうしたらいいのですか。
- A. 申告書の提出だけでは還付されませんので、必ず「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を管轄の労働局へご提出ください。還付請求には時効がありますので、ご注意ください。
- Q13. 申告書の控えに労働局の受付印が必要なときはどうしたらいいのですか。
- A. 金融機関を経由して提出されると押印することができませんので、直接労働局へ控えを含めてご提出ください。また申告書と領収済通知書を切り離し、申告書のみ管轄の労働局にご提出いただき、保険料の納付は別途、領収済通知書（納付書）を金融機関にご提出いただくことも可能です。なお、郵送で提出される場合はお手数ですが返信用の封筒を同封くださいますようお願いいたします。

## 〔保険料納付に関すること〕

- Q14. 申告書と領収済通知書（納付書）を切り離してしまいました。どうしたらいいのですか。
- A. どちらも使用できますので、申告書のみを管轄の労働局にご提出いただき（郵送でも可）、領収済通知書（納付書）は、お近くの金融機関で納付する際にご利用ください。
- Q15. 申告、納付は日本銀行でしかできないのですか。
- A. 日本銀行の歳入代理店になっている金融機関（郵便局を含むほとんどの金融機関が日本銀行の歳入代理店となっています）で申告、納付を行ってください。

## 〔その他〕

- Q16. 申告内容について、調査を行うこともあるのでしょうか。
- A. 毎年、労働局の職員が調査を行っています。また、調査においては、源泉徴収簿等の関係書類も確認することがあります。なお、申告額に誤りがあり不足額が判明した場合は、不足額とともに不足額の10%を追徴金として徴収することとなります。
- Q17. 申告内容について、民間業者から問い合わせがありました。
- A. 申告書の審査について、厚生労働省が外部委託した業者より内容の照会をさせていただく場合があります。業者名については、同封のリーフレットをご覧ください。

## [ 電子申請に関すること ]

- Q1. 電子申請で手続きをしましたが、入力誤り(入力もれ)がありました。どうしたらいいのですか。
- A. 入力誤り等があった場合には、修正した内容での再度の手続きは不要ですので、まずは、管轄の労働局に連絡してください。
- Q2. 電子申請をした場合には、保険料の納付は、必ず電子納付で行う必要がありますか。
- A. 電子申請の場合でも、納付方法は任意ですので保険料の納付は、従来どおり、納付書で行うことができます。
- Q3. e-Govの一括申請により、電子申請を行いました。問題なく受付されたのでしょうか。
- A. 申請先の労働局において、申告書の記載内容を確認し、申請内容に不備等がなければ、電子公文書(申請書控)を返信します。  
なお、一括申請において、労働保険番号の記入誤り、概算保険料額の入力もれなどが多くみられますので、申請する際には、入力内容を確認の上、申請してください。



# 労働保険料は口座振替が便利です！

## 「口座振替による納付」のメリット

- 1 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- 2 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。  
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- 3 手数料はかかりません。
- 4 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。

保険料を延納（分割納付）している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期・第1期	第2期	第3期
通常の納期限	平成29年7月10日	平成29年10月31日	平成30年1月31日
口座振替納付日	平成29年9月6日	平成29年11月14日	平成30年2月14日
ゆとり日数	<b>58日</b>	<b>14日</b>	<b>14日</b>
口座振替申込期限	平成29年2月27日 (※)	平成29年8月15日	平成29年10月11日

(※) 申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

## かんたんな手続きで完了

### 1 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

### 2 金融機関の窓口へ提出

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。

対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください。

## 引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

- ◎ 毎回、口座振替納付日の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- ◎ 口座振替納付後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。



都道府県労働局

社会保険・労働保険徴収事務センター